

第106回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和6年3月14日（木） 9時45分から15時45分まで

2 開催場所

盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館 5階 大会議室

3 出席者

【委員10名 敬称略・五十音順】

石川 奈緒（リモート）

伊藤 歩（会長）

伊藤 絹子（リモート）

大河原 正文

大西 尚樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊藤 貢

櫻井 麗賀（リモート）

永幡 幸司

平井 勇介

【事務局】

環境保全課総括課長

加藤 研史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿部 茂

その他関係職員

【事業者】

HSE株式会社

プロロジス

一関地区広域行政組合

4 議事

（冒頭、事務局から、委員14名中、会場参集5名・リモート5名の計10名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

(1) (仮称)久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書」の審議に入ります。
初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。なお、事業者の方は発言する際に、所属、氏名を述べてから御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

それでは、私の方から最初に質問をさせていただきます。水源に関してですが、事前にも御質問させていただいておまして、対象事業実施区域の近くに荷軽部の第1水源と第2水源がありますが、こちらは地下水でよろしいですね。こちらの水源に対する配慮について、もう一度御説明をいただければと思います。

[環境影響評価受託事業者（以下「受託者」）]

御質問ありがとうございます。建設環境研究所の森田景五と申します。御質問いただきました荷軽部の水源につきましては、いずれも地下水ということでお聞きしております。水源への影響についてですが、周辺で改変事業をするということで、濁水が周辺河川に流れないように、工事を計画するに当たっては、沈砂池や土留柵などで濁水が事業区域外に流出しないような形で対策を講じていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

分かりました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

[永幡委員]

騒音関係のところ、資料No.1-4の伊藤会長のNo.4、平井委員のNo.5、私の質問のNo.15に関わりませんが、500m以上確保することで、今のところ御社の実績では大きな影響が生じていないということ根拠に、これでとりあえず良いというお話をされているようですが、御社の500mの案件で大きな影響を生じていないということに当たって、どのような調査をされた上で言っているのか。つまり、誰も何も言って来ないからとりあえず良いとしているのか、きちんと何らかのエビデンスとして示すことができるような調査をされているのか教えてください。

[受託者]

建設環境研究所の森田正之と申します。これまでの実績ということで当然アセスメントを行って、今で言うと指針値以下という結果が出て、その後運用して苦情等は出ていないというところがございます。

[永幡委員]

苦情が出ていないというのは、そちらに苦情がっていないだけである可能性は考えられませんか。

[受託者]

特別どうですかといったような聞き方はしていませんが、当然地元の方とは、事業運転開始後に接触して、騒音とか環境の影響に限らずいろいろなコミュニケーションを取らせていただいている中で、騒音に関して特に意見をいただいているという状況でございます

[永幡委員]

少なくとも、環境アセスメントというのは、科学的根拠に基づいて話をしようということになっているので、この観点からはそのような言い方はよろしくないのではないかと思います。この手の健康影響というのは、距離が近い人の全員に出るわけではなくて、それぞれの人の感受性と人口の掛け算の問題で出てきます。ですから、たまたま御社のやっている範囲の中では 500mでは問題が起きていないという可能性があって、科学的な知見で言うのであれば、毎回風車の案件では出していますが、一つは確定的な科学的事実はない。そのうえで、疫学調査によると、2kmの人と1.5kmより近い人を比べると、睡眠影響その他のオッズ比が上がっていくという結果が出ています。ですから、科学的な知見に基づいて言うのであれば、可能性として1.5kmより近い場合に何かあるという可能性はまだ捨てられていないというのが妥当だと思います。

少なくとも科学的根拠を基に環境アセスメントをするという立場から行くと、このような言い方はまずいのではないのでしょうか。

[受託者]

御意見ありがとうございます。御意見の趣旨からしますと、当然事後に測定をして測定値をもって判断するというのもよくないと思いますので、その後の影響がどのように出ているか、あるいは出ているのかという把握につきましては、事例等を含めて検討してまいりたいと思います。

[永幡委員]

とにかく住民に問題が出るというのが一番まずいので、それができるだけ起こらないように配慮していただければと思います。

[受託者]

はい、ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[大河原委員]

資料No.1-4の私のNo.17、伊藤会長のNo.16のところ、要するに、土石流危険渓流といった土砂災害危険箇所と今回の事業地が重なっているということについて、事業者からの回答は「安全性を十分確保できるように風力発電機の配置は適宜再検討してまいります」とか「土砂災害等の各種災害リスク

の適切な把握に努めます」となっているのですが、そもそも土砂災害が発生する危険性が比較的高いとして指定されている所に、方法書 220 頁を見ると、今のところ土砂災害危険溪流に 9 基の風車を設置する計画となっておりますが、普通であれば避ける場所だと思いますが、あえてそれでも入っているのはどうしてなのか、御説明を伺いたいと思います。

[事業者]

日立パワーソリューションズの工藤と申します。御質問ありがとうございます。配置の経緯に至っては、調査するに当たって仮決めの配置をしてみて、実際ボーリングなど地質調査を行った上で、本当に影響があるのかどうかということをやっていないと、危険箇所指定されている所ではありませんが地質が分からないので、仮に配置させていただいたという形になってございます。

[大河原委員]

こういった土石流危険溪流の指定は、例えば、溪流の傾斜角とか何の根拠もなく指定をしているわけではないので、指定されている時点で危険リスクがあります。調査をする以前の話のような気がしますがいかがでしょうか。

[受託者]

御質問ありがとうございます。建設環境研究所の森田景五と申します。環境アセスメントの観点で回答させていただきますと、本事業の位置付けとしては、目的にも記載させていただいておりますけれども、久慈市の地域裨益に関するガイドライン、要は久慈市の地元に貢献するための風力発電事業を目指した形でございます。まずは久慈市内で風力発電事業が具体的に検討できる箇所を検討させていただきまして、配慮書でも御審議いただきましたが、今回山形町で計画させていただいております。環境アセスメントの観点でいきますと、事業計画を具体化する前の審議になりますので、工事の安全性というところについては、先ほど工藤さんがおっしゃったとおり、地質調査等で詳細を見ながら検討していきたいと思っております。アセスメントの観点でも、この場所が良さそうだという整理はしていますが、安全性も当然無視しておりませんので、環境への影響と工事による地質的な影響の両輪で検討を具体化していきたいと考えております。

ですので、方法書の配置で示しておりますが、詳細設計して安全的に厳しいというのであれば、当然配置を外したり動かしたりというのはございますので、現在、我々としてはこういうリスクがあるというのは承知しておりますけれども、久慈市に貢献できる事業として計画させていただいております。

[大河原委員]

資料No.1-2 の久慈市長意見でも、一番に防災の記載があり、砂防地域、急傾斜崩壊危険区域うんぬんと書いておられて、防災についてきちんとやってくださいということだと思いますが、普通に考えて指定されている所というのは、調査する以前の問題のような気がします。

資料No.1-3 に土石流についての御意見があり、平成 28 年台風第 10 号というものが、岩手県のこの地域と比較的似たような所で発生した時の話を書かれておりましたが、この時は、私どもの調査では、1,061 か所の土石流が発生しておられて、そのうち今回のような所の 0 次谷という位置付けになり

ますが、この時の発生数が 369 箇所、全体の 29%でこういった所で発生しているということを鑑みましても、それと合致するような箇所に配置を考えているということもございまして、もう一度注意深く、よくよく検討していただきたいところです。

[事業者]

HSEの寺西と申します。御意見ありがとうございます。先ほど、建設環境研究所様、日立パワーソリューションズ様がおっしゃっていただきましたが、今後地質調査等を計画させていただきたいと思っておりますし、地権者の御意見を踏まえた上で、最終的な配置検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。

[大河原委員]

基本的にはここを考えない方向がベースかなと私は考えます。

[事業者]

日立パワーソリューションズの工藤と申します。御指摘いただきました市長意見にありますが、我々の認識としましては、土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所の認識は違うように考えておりまして、土砂災害危険箇所は平成 15 年頃に 5 年間調査をかけて実施されたもので、その後に土砂災害警戒区域が新しく設定されておりまして、場所としてはそこも含めて確認が必要かなということで、区域を含めて調査していきたいというところでございます。

[大河原委員]

一応、情報としてお知らせしますと、東北地方は台風の直撃をくらっている地域が少なく、他地域と比べると、山の中にある溪床堆積物が非常に多いということが特徴です。この地区もこういった意味では溪床堆積物が大量にありますので、そういう所をいじりますと寝た子を起す可能性が非常に高いので、よくよく検討していただきたいと思えます。

[事業者]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。そういうリスクがある箇所は、調査する以前の問題で、あらかじめ外せないのかという御意見かと思えますがいかがでしょうか。

[事業者]

HSEの寺西と申します。御意見ありがとうございます。繰り返しになりますが、きちんと調査した上で、計画してまいりたいと考えております。

[伊藤歩会長]

時間もありませんので、知事意見の方でしっかりと指摘させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

[永幡委員]

主として資料No.1-3、あとは資料No.1-2の久慈市長意見にも関わってきますが、資料No.1-3のNo.11の意見で野生生物に対する影響はどうかということが書かれていて、それに対する回答は「明らかではない」と書かれています。先ほどの人間に対する影響に関しては、少なくとも御社のされている事業の周りできちんと話を聴いた上で、その程度の証拠集めはされているようですが、希少猛禽類や夏鳥の影響は、そういう観点では先行事例について調査はされていないでしょうか。

[受託者]

御質問ありがとうございます。建設環境研究所の森田景五と申します。御質問がありましたのは、猛禽類への騒音や風車の影に関する影響の予測について、過去に調査があったかという御質問かと思いますが、現状こちらが調べた限りですと、そういった風車の影や騒音についての影響について、調査なり評価された文献はないという認識ではございまして、そういった形で今明らかになっていないという回答をさせていただいております。

[永幡委員]

私が聞いているのは、自分たちがやった事例のところ、何かおかしいことが起こっていないかというのを確認すらしていないのですかという質問です。

[受託者]

事後調査という意味ですと、繁殖状況であったりとかそういったモニタリングという意味で調査をしている所はあるのですが、そこについて騒音だったり影というので影響があったということは、特に把握はしていないところです。

[永幡委員]

例えば、風車の影とか騒音であるかどうかということのははっきりしていなくても、風車が建ったことで、その周辺の猛禽類や夏鳥への影響がどのように出ているかというのは、きちんと調べられているということですね。

[受託者]

そうです。猛禽類や夏鳥について、事後調査という形で調査をしている事業はございます。

[永幡委員]

そうであれば、まずはそういうところの話を持っていきながら、少なくともこの程度の影響はあるとか、あるいはほぼないかということをお返事として示すべきではないでしょうか。

[受託者]

はい、申し訳ございません。その辺の考えは及びませんでした。他の事業も含めて、そういった情報を整理して展開できればと思います。よろしくお願いします。

[永幡委員]

併せて、事後調査もきちんとやっていただいて、問題が出ているのか出ていないのかというのは、はっきりさせていただきたいと思っていますし、そういうのが積み重ならない限り、科学的にきちんとした評価を作っていくことができないわけですよ。それはやはり不幸な話だと思いますので、住民からよく話題に出るような問題に関しては、きちんと調査したうえで、少なくとも自分の会社のところではこの程度の問題が出ましたとか、あるいは全く出ていませんということをはっきり公表した上で、さらに環境影響評価の手續の際には、そういうものをエビデンスで出しながら、大丈夫とかあるいは問題かもしれないという議論をしていただけないでしょうか。

[受託者]

はい、ありがとうございます。そのように検討したいと思います。

[永幡委員]

併せて、先ほど久慈市長意見の中では、短角牛の話が出ていましたけれども、やはりその家畜に対する影響も、私も人間への影響ほどは調べていないですけれども、ざっと調べた限りは出てきません。特に、きちんとした学会レベルでオーソライズされたものではあまり見たことがない。そうすると、いつまでたっても住民からすれば大丈夫なのかという問題が出て、そのこと自体が住民にとってより負担になるということも考えられます。ですから、このような事例で建った場合は、必ず事後評価をして、問題があったのかなかったのかを明らかにしたうえできちんと公開してください。

[事業者]

御意見ありがとうございます。HSEの寺西と申します。弊社は全部で28発電所を運営管理しておりまして、そのうち牧場の中に風車を建設させていただいている事例もございます。その牧場主の方からは、受胎率に変化はないという御意見は伺っている状態です。

[永幡委員]

そういうのはやはりどんどん明らかにしていきながら、何が問題になって何が問題にならないかというのを積み上げていかないと、結局、問題になっていきますので、そういうのは積極的に公開して、この手の文書を書く時もそういう問題は今までなかったとかそういうのははっきりさせてください。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。情報が欲しいと思いますので、そういった提供をしっかりとやっていただければと思います。他にいかがでしょうか。

[齊藤委員]

資料No.1-4のNo.35を質問させていただきました。他事業者とエリアが重なっております。風車の設置位置について、他事業者の了解をいただいておりますかという質問に対し、それについては、理解いたしました。それに付随してですが、経産大臣からも他事業者と情報交換を行って手続を進めるように、あるいは事業者の回答の中に引き続き必要な協議を進めてまいりますとの回答がありました。設置位置以外で環境保全に関わる件で、他事業者とどういった協議を行おうと考えているか教えてください。

[事業者]

HSEの寺西と申します。御意見ありがとうございます。隣接している他社事業者とは、他事業者でも環境調査を実施していると思いますので、弊社もこれから環境調査を実施していきまして、相互に情報交換をとっていきながら、総合的な判断をできるように考えたいと思います。

[齊藤委員]

それぞれの事業者が、自分たちの行うエリアはここですというような区分であろうかと思えますけれども、そこに住まれている住民の方々や、ましてや鳥類など動物に関しては、どこの事業者がどのエリアでやっているかということは全く関係ないことでして、このエリア一体にもものすごい数の風力発電の事業が行われています。累積的影響についても、一般の方々から影響はどうかという多数の意見がありましたが、やはり累積的影響は非常に大事になってくると思います。御社はこのエリアで言えばちょうど中程の進行度合かと思いますが、今後アセスを進めていくに当たって、御社の持っている情報をできる限り共有していただいて、このエリアにどのくらい影響が出るのかという不安は、我々を含めて、住民の方はもっと思っているはずですので、ぜひ情報提供をよろしくお願いします。

[事業者]

HSEの青井でございます。齊藤委員の御質問について補足をさせていただきます。一応、事業者様とはお互いの進捗度合いで言うと方法書であったり、その段階段階がありますので、適宜、情報交換を今現在も行える環境にあります。風車配置とか、どの位置に風車を建ててという累積的な影響の観点でもお互い情報交換をしないとと思っていますので、そういう意味では風車位置が正確に確定をして現地調査はどうだったのか、事業の進捗度合いに応じて情報交換をしていきたいと思う一方で、やはりお互い企業なので、そこは弊社が今まで取り組んでいる具体的な手法というか、行動というか、活動でいうと、お互い秘密保持契約を結んで、こういう環境調査をしていますというのをお互い情報交換をしたうえで、ではどういう累積的な影響があるかという、踏み込んだ調査をお互いやっていくというようなタイミングが今後出てくると思っていますので、今少なくとも情報交換できる環境にはお互いありますので、引き続き継続した関係を保ったまま、必要に応じていつでも情報交換できるような状態に持っていきたいと思います。具体的なところは、例えばそういう形でお互い情報交換をして取り組んでいきますので、今後もそうしていきたいと思っています。

[齊藤委員]

積極的に御社がそういう情報共有という点について、取り組んでいただけるということを理解しま

したのでよろしくお願ひしたいと思ひます。こういった取り組みをしているということをして住民説明会の場でもはっきりと、隣接している事業者とこういう話をしているであるとか、累積的影響についてもある程度検討しています、調査・予測について話せるところではこういった結果でしたなどを説明会の場でも話をさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

[伊藤歩委員]

よろしいでしょうか。ちなみにですけれども、現時点でどういうコンタクトというか、コミュニケーションを取られているのでしょうか。

[事業者]

コンタクトはいつでもとれる状態です。ただお互い事業のどこまで情報を出すかという、お互い民間事業者というところもあるので、その辺は事業の熟度に応じて話ができる環境にありますので、内容はお互いどこまで情報を教えてもらえるかという観点では話をしています。

[伊藤歩委員]

分かりました。その他いかがでしょうか。

[永幡委員]

今のところに関連して、完全に素人の質問ですけれども、例えば猛禽類の調査を似たような地域で似たような時期に複数の調査員が同時でやると、猛禽類に対する影響というのがより大きくなってしまわないのでしょうか。要するに、調査公害みたいなものが発生してしまうとそれはそれでかなり問題なので、例えば猛禽類などに関しては調査の段階からうまく仕組みでいかないと、結局のところ環境影響評価のために環境影響が出たという本末転倒なことが起きるのではないかとこのことを心配しての質問です。

[受託者]

ありがとうございます。建設環境研究所の森田景五です。調査圧の影響ということでして、例えば猛禽類ですと、当然調査員によって繁殖阻害をしないようにという意味で、できるだけ離れた集落に近い所で調査をするようにはしていますけれども、おっしゃる通り例えば昆虫類はトラップで採ったりすることもございますので、調査圧はゼロではないということで、当然そこに複数の調査をするということについて、程度は分かりませんが通常よりは多いということはあるかと思ひます。ですので、先ほど青井さんがおっしゃったとおり、データの共有とかその辺ができるか、やはり民間事業者同士なので、出せるかどうかは事業者さんとの協議になるかと思ひますが、できるだけそこは考慮した上で実施させていただきたいと思ひます。

[永幡委員]

よろしくお願ひします。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[平井委員]

住民の説明に関してですが、地域の共有地とかを活用した事業のケースと比較して、住民の説明をしっかりとしないといけないのではないかと思います。地権者がかなり限定されているとお聞きしているのですが、地域の共有地とかでこういう事業をする場合は地域の皆さんがある種利益を得る主体になるわけですが、今回のケースはそうではないところがあると思いますので、そこら辺を踏まえて住民の方々に丁寧に説明された方が良いのではないかと思います。

2点目ですが、先ほどの大河原委員の話を掘り返してしまう感じになるのですが、騒音の話とかで、住宅までの距離が近いことが気になっていたのですが、今日の話を知ると、この風車の位置は明確ではないわけですね。なので、発言をしても意味がないと思って黙っているのですが、事務局にお聞きしたいのですが、方法書の時点でこういうことはOKなのでしょうか。

[事務局]

ありがとうございます。それは趣旨としますと位置の変更ということでしょうか。

[平井委員]

私の解釈が間違っていたら申し訳ないのですが、風車の建つ位置が適切ではないという意見があって、事業者さんはそこら辺は調査をして決めるという話かと思えます。そうすると騒音の話で500mとかという議論の意味がなくなるわけですね。それは配慮書、方法書という手順を踏む中で、方法書の段階でこの状況というのは適切なのかということが気になったところです。

[事務局]

ありがとうございます。方法書段階はその時点で決定されている風車の位置を記載することになっています。当然その風車の位置を決定するに当たっては、その前の段階の配慮書手続の中で、複数案による影響の比較検討をしたうえで、対象事業実施区域を絞り込んでいくという手順になっております。配慮書段階の複数案の比較検討の中で位置を決めるに当たって、様々な保護区域などを配慮する必要がありますし、その中の1つとしてこの防災系の危険渓流ですとか、警戒区域なども当然配慮すべき要素の1つだと思います。

ただ現状では事業者さんがこの方法書の中で3つの区域の比較を検討していただいているわけですが、社内の中での立地候補地の検討という意味ではこういうやり方になるのかなと思うのですが、本来の配慮書の中での複数案の検討という意味では、個々の環境要素についての検討がやはり少ないと言いますか、もう少し詳細に、例えば防災系であれば複数案を設定したときにどのように違いがあって、それをなぜこの地域にしていたかというところの検討過程がやはり示されていないというのは、若干の課題なのかなと思います。その辺は配慮書ガイドラインでお示したところですが、この事業の配慮書手続が始まった後の話ですので、やむ得ないところもあると思うのですが、結論としては、そういった検討のプロセスをしっかりと示したうえで、事業者さんとして方法書段階でこの危険渓流に位置する配置案として計画を立てること自体はそれが妨げられるものではありませんが、その代わり大前提として、その前段階での検討過程をしっかりと示していただくとい

うのが、一般的なアセス手続の流れなのかなと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか

[平井委員]

はい。分かりました。

[伊藤歩会長]

今後配置が変わる場合であっても、ここに出てきた意見はきちんとそれに対しても反映していただくということになるかと思しますので、全く無駄になるということではないかと思ます。

よろしいでしょうか。一つ目の御質問に関してはよろしかったでしょうか。

[平井委員]

はい。

[伊藤歩会長]

分かりました。他にいかがでしょうか。リモートで出席の方はいかがでしょうか。

私から1点ですが、最初に永幡委員からの御質問で、500mの所というのは科学的な根拠に基づいて考慮するというのでそれはそうだと思うのですが、やはり大分近いなど。騒音、振動以外の景観の問題とかもございしますので、その辺のところ、もう少し離隔距離を取るという基本的なスタンスをお持ちいただけないかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょう。

[受託者]

御質問ありがとうございます。建設環境研究所の森田景五です。御質問いただいた騒音や景観という話もございまして、他発電所の話を挙げましたけれども、当然 500mだから良いとは思ってはいませんので、それを調査してそれ以上必要だということであれば、離隔を取る形で検討させていただきたいと思しますので、そこはもう 500mで良いということではございません。そこは必要な離隔を取ることをご検討させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それではもしないようであれば、非公開に該当する質疑に移りたいと思うのですが、非公開の御質問等はございますか。

今日は前田委員と鈴木委員が欠席なので、いかがでしょうか。大西委員、伊藤絹子委員、生物関係はいかがでしょうか。特にございませんか。

[大西委員]

特にないです。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それではこれまで各委員から述べられた意見を審査会の意見としたいと思います。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

それでは以上で議事の(1)の審議を終了といたします。事業者の皆様、ありがとうございました。退席されて構いません。次の審議は10時45分から開始したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(2) 岩手金ヶ崎プロジェクト建設計画 第2種事業の判定について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(2)「岩手金ヶ崎プロジェクト建設計画 第2種事業の判定」の審議に入ります。初めに事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました)

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。まず、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。また、事業者の方は、発言する際に所属と氏名を述べてから、発言をお願いします。

それでは私の方から水環境に関しまして、今事務局から説明があり、流れの辺りは理解できました。沈砂池、調整池、水路を経て北上川に流れるということで、工事中の濁水が出た場合は沈砂池で対応するということですが、造成地が舗装された後は、雨水の流出水は今よりも増えると思います。その流出分を調整池等で受け止めるのですが、その先がU字溝ではなく、小さめの水路となっているところが気になっておまして、大雨が降ったときに調整池から出てくる流出水をきちんと流すことができるか、その辺りを教えてください。

[事業者]

プロロジスの松野と申します。よろしく申し上げます。今の御質問に対しては、我々がこれから建物を建てる事業を始めようとしていますが、その前の造成工事の開発行為において、雨水排水の設計については確認をされていますので、建物が出来た後でも水の流れは問題ないと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょう。

[齊藤委員]

事前質問No.4で高速道路から見えるかという質問をし、回答では計画建物の高さ等から見えないということですが、実際に写真を撮って、フォトモンタージュなどで見えないことを確認するなどにはさ

れていないということでしょうか。

[事業者]

計画建物のすぐ後ろ側に残置森林があり、森林の根の部分よりも裏側の低い方向にパーキングエリアがあります。木の高さは建物よりも高いことが確認できているので、高さを比較して裏側からは見えないだろうとしているものです。

[齊藤委員]

その理由は分かるのですが、例えば、広葉樹であれば冬場は枯れて隙間から見えるかもしれないということも感じましたので、見えないということについて、写真を撮っていただいて、位置関係等を示していただくと良いと思います。木の密度が分からないので、例えば対象地の地盤が低ければ高速道路からは見えないのしょうけれども、この説明だけでは分かりにくく、俯瞰でも見えないというところを図で示していただきたかったというところです。

[受託者]

株式会社オオバの三木から補足します。パーキングエリアの高さが97m程度、その西側にある計画地の地盤が107m程度です。これらの間の残地森林の部分は107mよりも若干高くなる地形となっております。地盤の高低差が概ね10m、パーキングエリアと計画地の距離は100～150m程度です。残地森林は高さが概ね20mでそれなりに密度があります。このように、計画地よりも低い地盤のパーキングエリアからは、一度レベルが上がってまた下がるという地形条件であること、かつ、樹木の高さが20m程度で密に生育していることからパーキングエリアからは見えないと整理しました。

[齊藤委員]

多分その通りなのだろうと思いますが、これまでアセスの中で、景観の問題では、フォトモンタージュを作成して見えないということを示していただいていますので、そういったものがあると分かりやすかったなという意見です。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょう。

[永幡委員]

騒音の計算については問題ないと思いますが、等価騒音レベルなのかどうか明記されていないので、資料の作り方という意味で、次に作成するときは、そういうところは気を使ってほしいと思いました。

あとは、東側は工業専用地域ですが、この地域は用途指定されていないようです。理由は分かりますか。

[受託者]

高速道路より東側は工業団地が整備され、それに合わせて用途指定がされた地域ですが、今回の計

画地は無指定地域に団地が整備されました。今後、この地区での用途指定は金ケ崎町の御判断になるかと思えます。

[永幡委員]

福祉施設に対する工事騒音が 56.4 dB ということで、常識的なレベルだと思いますが、はっきり聞こえるレベルですので、工事を実施する際に、施設に対して騒音について説明していただければ良いと思います。

[事業者]

工事の実施に当たっては、工事会社が、福祉施設や近くの住宅等に対し、工事の計画や騒音の出る時期等について説明することとしております。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

現地調査で重要種の確認をされていますが、造成された場所を生活の場としていた重要種はいたのでしょうか。

[受託者]

造成されている所の調査はしていません。周りの森林や外周は調査をしました。

[伊藤絹子委員]

残置森林の面積はどのくらいですか。

[受託者]

約 3 ha です。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。

[平井委員]

近くに集落の墓地や神社がありますが、この土地の所有権の経緯は分かりますか。

[事業者]

我々が購入した売主様の前の状況のため、把握しておりません。

[平井委員]

工事中あるいは工事後に倉庫が供用された後も、近隣住民の家や社会福祉施設の前の交通量は増え

ないという理解で良いですか。

[事業者]

福祉施設側はほぼ変わりません。南側にある1軒の住宅に対しては車両の走行による影響があると考えています。造成工事の時に事前に説明されており、その際、車が通るので視線が気になるということで、フェンスを作ってほしいとの要望があったようです。造成工事の工事会社にて設置をする予定と聞いています。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。リモートで参加の委員はありますでしょうか。ないようですので、次に非公開の御質問はございますか。ないようですので、ここで事業者さんには一旦退出していただきまして、委員の中で議論をさせていただきたいと思います。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[伊藤歩会長]

それでは、委員の皆様からアセス手続の要・不要についての御意見ですとか、アセス不要であっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、附帯的な意見がありましたらお願いしたいと思いません。

[伊藤歩会長]

それでは、アセス手続必要な意見がありませんので、手続は不要とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは審査会としての結論がまとまりましたので、事業者の方をお呼びいただければと思います。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[伊藤歩会長]

それでは審査会の意見をお伝えしたいと思います。判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により環境影響の程度が著しいものとなる恐れがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えます。事務局におきましては、この意見を踏まえまして、事業者及び金ケ崎町に対し書面により正式に判定結果をお伝え願います。

それでは以上で議事の(2)の審議を終了とさせていただきます。事業者の方はお疲れ様でした。退室していただいて構いません。ここで昼食休憩に入ります。13時から再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

(3) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価準備書について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(3)「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価準備書」の

審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。まず事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたらお願いしたいと思います。なお、事業者の方は、発言する際に所属、氏名を述べてから、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

[齊藤委員]

事前質問の3番目についてです。方法書段階での余熱利用計画があれば教えていただきたいということで質問させていただきました。回答はこれで分かりましたが、確認させていただきたい点がございます。中ほどに「令和5年度の国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受け」と書かれてありますが、これはもう採択を受けているという確定の文言という理解でよろしいでしょうか。であれば、その後に書かれている「事業について実現可能性を調査中です」ということですので、事業が実現可能であれば、この補助金を使って余熱利用をしていきたいという理解でよろしかったでしょうか。いわゆる補助金をどう活用するのかというのを今検討しているところだという理解でよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

お願いします。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。こちらの補助金に関しましては、いわゆる実現可能性調査と言われるものでありまして、例えばこちらが今想定しております農業利用ですとか木質チップの乾燥事業ですとか、そういったものが成り立つかどうかという辺りを、その状況とか地理的なものとか様々な要素を検討して、実現性について検討するというような事業です。そちらのためにいただいている補助金ということでございます。

[齊藤委員]

分かりました。あくまでも調査費用という形の補助金ということなのですね。もし可能性がありそうだとということであれば、別な補助金をいただくかどうかは抜きにしてですけれども、二酸化炭素排出抑制対策について実施していくという理解でよろしいですね。

[事業者]

その通りでございます。

[齊藤委員]

ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

大西委員が途中 13 時半から退席されるということでしたので、大西委員の方から御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[大西委員]

ありがとうございます。事前質問でいうところの 2 番目の前田委員が質問されている内容と関わるのですが、要するに代替措置をどうするかというところですね。当日、現場でも前田委員が質問されているようですし、今回の準備書自体の専門家ヒアリングでも、複数の方が、例えばビオトープを設置するとか、代替地を作って 10 年後、50 年後どのようにその保全が担保されるのかというところがコメントされていて、それに対して具体的な案というのが現状では回答がないので、それがどうなるのかなと思っております。

[伊藤歩会長]

その辺りをお伺いしたいということだと思います。事業者さんいかがでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。代替措置ということで、今現在考えておりますのは、卵のう等は代替地の方に移殖を行って、両生類等についてはですね、そういったことを行くと。行った後の管理については、基本的にはその細かいところまではまだ決まっておられませんけれども、実際に事業を行う事業者、それから当組合の方でもその辺りは今後詰めていく内容になるかなと考えております。細かい管理方法までは、まだ今時点では決まっていないというような状況です。

[大西委員]

今時点とか今後という話なのですが、具体的なスケジュールとかは出てくるのでしょうか。このアセスとしては次評価書があると思うのですが、評価書の段階までに出てくるのかというところが聞きたいです。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。これからこの事業に関しましては、基本的にはDBO事業ということで、整備運営を行う事業者の選定を行って運営を開始するという形になります。現在想定されているのは、一般廃棄物の処理施設ですと施設を整備して 20 年というような期間で運営を委託するというのが一般的なのですが、基本的にはその 20 年という期間の中で、そういったことも含めて管理について検討を行う形になると考えております。

[大西委員]

ありがとうございます。当日の前田委員からの質問で、事業所区域内に代替措置の場所が選ばれればベストだけれど、そうではない可能性もあるというような回答をされていたと思うのですが、敷地が外になった場合も、受注事業者が管理することになるのですか。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。事業の敷地の範囲内にそういった場所が確保できれば、先ほどの答弁ということになりますけれども、実際に適地が事業地内で見つからずに、第三者の方に場所をお借りしてやるということになると、その方法については事業者ということとはならず、その所有者の方と組合との関係ということになってくると思います。そちらについてはまだその所有者の方と詳しい内容までの打ち合わせというのは、これからということになりますので、もし敷地外ということになればその辺りはこれから詰める内容になっていきます。

[大西委員]

ありがとうございます。具体的には進んでいないということだったとは思いますが、結局今回の敷地内に希少種がいくつか動物植物含めてあるという状況で、代償地を作る、そして作っておしまいということでは全く意味がないわけで、その後きちんとどう管理されていくかという保証がないと認めるのは難しいなという状況だと思います。なので、やはりとにかく早く、次のステップの段階までに具体的な手法や計画を出していただければというのが私からのリクエストです。以上です。

[事業者]

評価書の際にできるだけ具体的な管理方法なりそういったものを載せられるように、対応についてはこちらの方で検討したいと思います。

[大西委員]

ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

今のものと関連いたしまして、先日現地調査をした時に前田委員から追加で御質問がありまして、現地調査の質問の68頁No.41の所で、今の関連した代替地のところの御質問だったのですが、その移植先が1か所では不十分ではないかといった御意見があったのですが、それを受けて今どのようにお考えなのか、補足説明をしていただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

[受託者]

国際航業の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。先ほどお話がありました前田委員から両生類のサンショウウオの卵のうの移植の話でそういった御意見が出されまして、中で確認されている数を全部持っていきけるのかというところで、飽和状態になるのではないかというお話がありまして、代替措置のため池とか湿地に持って行く予定ではあるのですが、一応念のためということもありまして、先ほど事業者様からもお話があったように、計画地外にはなるのですが、放棄され

た水田等がありましたので、そちらの所に湿地状態として水路等を掘ってあげてそちらに持って行く場所は確保できるのではないかと。候補地としてこちらで選定させていただきまして、今、土地所有者、管理者の方に当たっていただいているという状況ですので、一応外にもそういった候補地を考えている状況になります。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。その辺りのことも次の評価書までに方針を示していただければと思います。よろしいでしょうか。この件についていかがでしょうか。

それではなければ、他の御意見ございましたらお願いいたします。

[永幡委員]

騒音のところは追加分を適切に計算していただきどうもありがとうございます。今日配られた資料No.3-6の77頁の表2のところですけども、夜のバックグラウンドはやはり極めてレベルが低いから、おそらく施設の稼働音は小さいけれど聞こえてしまう結構厄介な稼働音になるだろうと思います。気にならない人にとってはレベルが低いから全然気にならないのだけれども、気になる人にとってはなんか流れ始めたなと気になってしまう可能性があるところで、この問題というのは先にそういうことあるよというのを伝えておくか伝えておかないかで、だいたいその後の受け手側の問題が変わってくることも知られていますので、はっきりと極めて小さい音だけれども聞こえるか聞こえないかということでは聞こえてしまう可能性があるというのは、明確に住民の方にお伝えしておいた方が良いのではないかと思います。

[受託者]

国際航業の佐藤です。ありがとうございます。手続き上、アセス関係の説明会は終了しておりますので、施設計画に関する説明会が開催されると思いますので、その際に今アドバイスいただいたことについて、併せて、事業者様から説明することで対応させていただきたいと思います。

[永幡委員]

はい、ぜひお願いします。そういう手続きをきちんと踏むかどうかで本当に後の影響が変わってくると思うので、心理的な問題というのは厄介ですから、ぜひ適切に段階を踏んで欲しいと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

先ほどの大西委員と近いような意見というかお願いがあるのですけれども、私も先日現場を見せていただいて、本当に自然豊かな場所であるということを実感いたしました。それで、非公開資料とかになるのですけれども、両生類とか魚類とかそういった水生生物の中でも重要種がかなりこのエリアに生息しているということが認められまして、代替措置も考えていますということが準備書の方に書いてあるのですけれども、代替措置をして例えば移殖したとして、その後どうなっていくか。先ほど

もあつたように、モニタリング的なことって非常に重要だと思うのですが、その辺りをぜひ早い段階で検討していただいて、モニタリングとかをきちんとやっていくという方向性を示していただけたらありがたいと思っております。このような豊かな自然環境の中に人為的にいろいろな改変をすることはやむを得ないと思うのですが、それと自然の仕組みというか、そういうものを両立できる仕組みをモデルケースとして示すことも可能だと思いますので、ぜひ大変だと思いますけれども検討いただきたいというのが私からの希望です。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。事業者からコメント等あればお願いいたします。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。移殖先のモニタリングということですが、こちらについては専門家の方からの意見をもらいながらのモニタリングというのはしていきたいと考えております。それがどういった頻度でどういった期間でというのは御意見をいただきながら決めていきたいと考えております。

[伊藤絹子委員]

ぜひ大変だと思うのですが、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

私の方から1つ。先日現地調査をさせていただきまして、その時にも御質問をさせていただいたので、この施設の西側ですね、池のある方の少し高くなった所に住居がありますよね。そこからどう見えるのかという質問をさせていただいて、盛土になっているのですっかり施設は見えるというような御回答をいただきました。そういったことが、その西側に住まわれている方々が御存知なのかということですね。それから、何かフォトモンタージュのようなものでこのように見えますということをお知らせなのかどうか。それから、それに対して何か景観的な配慮みたいなものを考えていらっしゃるのか。その辺りをお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

一関地区広域行政組合の吉田です。フォトモンタージュについては、準備書に何点かからの視点で住民の皆さんにはお見せしているところでした。ただ、あのポイントに絞った正面の所からどう見えるかというフォトモンタージュはない状況です。候補地の造成については、住民説明会の中ではこういった形で造成する予定ですという説明はしておりました。なお、真正面にお住まいの方は、説明会の方にはよく御参加いただく方ですので、こちらから差し上げている説明については聞いていただいているのかなという認識でおりました。

[伊藤歩会長]

正面というのは西側の方ということでよろしいでしょうか。それに対して何か御意見とか、あるい

は出来るだけインパクトを和らげるような配慮といったものは今のところいかがでしょうか。もしお持ちであれば、お願いしたいのですが。

[事業者]

やはり候補地の近くになる方からは、そういった景観への配慮という御意見をいただいておりますので、そういったところは、これから具体的に施設の整備に当たっての要求水準書を作っていく段階になりますので、配慮した内容になるようにしていきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは希少種の方の御意見がもしあればですけども、いかがでしょうか。希少種だけではなくて非公開部分の所ですね。それでは、非公開事項に該当する質疑がございますので、一旦会議を非公開とさせていただきます。事務局は傍聴の方を会場の外に誘導をお願いいたします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導しました。引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、ただ今非公開事項についても御意見をいただきました。これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見としたいと思えます。事務局はこれらの意見を踏まえまして、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

それでは以上で本日の審議を終了とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。進行の方は事務局にお返しいたします。

[事務局]

議事進行ありがとうございました。事業者の方もお疲れ様でした。退席をお願いいたします。委員の皆様はその他の事項がありますが、一旦休憩に入ります。13時43分頃再開いたしますのでよろしく申し上げます

5 その他

[事務局]

それでは、再開させていただきます。3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.4-1により、陸上風力発電所に係る環境影響評価の新たな取組と配慮書ガイドラインの改定について説明しました。)

[事務局]

説明は以上ですが、ここで、本日御欠席の委員のうち2名の委員から、あらかじめ御意見をいただいておりますので読み上げます。

まず、前田委員ですが、「このたびのイヌワシのゾーニングマップ公表は画期的な取り組みとも評されていますが、アイデア自体は昔から多くの方が提唱してきたものであり、各地に先行事例もあることから、それほど先進的なものとは思っていません。むしろ、風力発電事業者やそれをサポートするコンサルタントが、もう少し環境に対する節度と配慮を持っていたなら、このような作業も必要なかったことから、やむを得ず講じられる受け身の対策という印象が大きいです。ゾーニングの評価は、その趣旨が理解され、適正な立地選択が進むかどうかによりますので、審査会を通じて今後を注目していきたいと思います。併せて今回のガイドライン改訂が、環境リスクを軽視し形式的な評価でアセスメントを済ませようとする、事業者の従来からの慣習を変える機運になるよう願っています。」以上です。

次に、鈴木委員からは、「図書の継続公表等に係る指針について、縦覧や継続公表の対象は公開版の図書であるにも関わらず、情報の利用については非公開版の図書が対象となるが、それが区別されない形で一体となって読まれてしまうので、修正検討をお願いしたい」というものです。

以上になります。これらについて、皆様から改めて御意見等いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

[永幡委員]

立地選定に関する基準について、騒音については踏み込んで書いていただいております基本的には賛成なのですが、「グレーゾーン」という言い方については、白、黒、グレーと何か怪しいところに「グレー」という言葉が使われますので、違う言い方があれば誤解がなくなると思います。

[事務局]

実は内部でもグレーゾーンという言い方はどうなのかという話がありまして、そこは今日の御意見を踏まえて再度検討しようと思っていたところです。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

[大西委員]

ゾーニングとアセスメントの関係のスライドについて、グレーゾーンの計画でも影響範囲に入っているときは、場合によっては、配置の見直し等の対象となるという理解で良いですか。

[事務局]

グレーゾーンが基本的には環境保全上の支障がある可能性が低いエリアですが、調査の結果、重大な環境影響が生じるおそれがある場合は、位置の変更等が生じる可能性があるエリアです。

[大西委員]

そうしますと、この部分にも風車の絵が書かれていると良いと思います。

あとは、イエローゾーン以外はノーマルな所なので、色が付かない所ということであり、ホワイトゾーンも良いと思いますが、今言ったように、ホワイトであっても配置見直しが必要になることもあるエリアということですね。

[事務局]

はい。基本的にはそのような方向になろうかと思います。他にいかがでしょうか。

[齊藤委員]

希少種の対象については、今回はイヌワシのみを取り上げ、その他の希少種は入れないという理解でよろしいですか。

[事務局]

その通りです。

[永幡委員]

チェックリストについて、累積的な影響を評価するという留意事項はとても大事な話でぜひ入れてほしいと思いますが、計画中の事業の累積影響評価をどこまで求めるかが難しいと思っています。一方の事業の進捗が割と早い段階のものだとすると、風車の配置場所ははっきりしないものが多いため、それを前提とした評価が独り歩きするのも怖い気がします。そこはどのように考えますか。

[事務局]

累積影響については知事意見等において、事業者間での情報共有を行うようお願いしていますが、現状は難しい状況です。2月に改訂された発電所アセスの手引きでは、初めて、累積影響に留意する旨の記述がなされましたが、具体的な手法については書かれていません。まずは、留意事項として累積影響について書いた上で、具体的な手法については、ある程度自治体に関わる部分が出てくると思いますが、事業者さんとしっかり意思疎通して、考えていく必要があると思います。

[永幡委員]

今後方法論を確立していくこととして、今回は留意事項として記載するという理解ですね。

[事務局]

その通りです。

[齊藤委員]

環境保全措置等の報告書の提出について、報告書を作成したときに送付するという記載と、レッドゾーンの事業について送付するという記載がありますが、送付の対象となるのはレッドゾーンに限るという理解でよろしいでしょうか。

[事務局]

報告書の送付をお願いする事業は、レッドゾーンの事業とイエローゾーンの事業で基準を満たさない事業となります。修正します。

[齊藤委員]

今回レッドゾーンを示すことで、新規の事業ではレッドゾーンでの計画が少なくなると思われます。このため、報告書の送付の対象となる事業は、アセスを終了した事業や、準備書などアセス手続中の事業が対象となりますか。

[事務局]

その通りです。既存の事業については、報告書の送付をお願いし、事後調査をしっかりと一緒に見ていきたいと思います。

[永幡委員]

アセス図書を継続的に公開することは大賛成でぜひ進めてほしいと思いますが、最低限この程度で良いと良くない例を真似されるのは困ると思っています。そのため、ベストプラクティスと言いますか、参考となる良い例を県や審査会で発表して、事業者さんを誘導していく方法を考えていただくと良いと思います。

[事務局]

チェックリストでは事業者の有効な提案手法を取り込み、横展開を図ることとしていますが、その中で、具体例として盛り込んでいければと思います。

[齊藤委員]

これまで希少種の情報は審査会でも非公開でしたが、今日示されたイヌワシのマップは一般公開されるということによろしいでしょうか。

[事務局]

その通りです。

[齊藤委員]

事業者は、レッドゾーンと事業計画地を地図上で重ね合わせて適地の検討をされると思いますが、県から事業者へGIS情報は提供されるのでしょうか。

[事務局]

事業者が情報を取り込んでマップ化できるようGIS情報など然るべきデータを提供できるようにしたいと考えています。

[石川委員]

レッドゾーンとイエローゾーン以外の区域について、ホワイトでは大丈夫というクリーンなイメージになると思いますので、必ずしも色にする必要はないではないかとも思いました。

[事務局]

先ほどの御意見も含め、御指摘を踏まえて最終的に決めたいと思います。

[石川委員]

環境保全措置等の報告について、県が措置の求めをした後に、事業者さんからのレスポンスを受け
る場はあるのでしょうか。

[事務局]

最初に提出される工事完了後の報告書に対する措置の求めについては、次に提出される供用後報告
書の中で、当該措置の求めに対する対応状況が記載されることとなります。供用後報告書に対する措
置の求めへの対応状況については、その後に報告をしていただく仕組みとはしていませんが、報告書
の作成に当たっては、事前に事業者さんから御相談いただくことが通例ですので、その中で確認して
いきたいと思います。また、事後調査を終了する際には専門家の意見を聴くこととなっていますので、
その過程においても、それまでの措置の求めに対する対応状況を把握する機会はあるのかなと思いま
す。

[石川委員]

他の団体の例では、事後調査の結果について、委員と事業者との対面での意見交換をする場があり
ます。施設供用後の環境保全措置や事後調査に対する意見に対して、事業者さんから簡単なレスポ
ンスを受けられる場があると良いと思います。

[事務局]

御指摘の先進的な取組について今後の運用に当たって参考にさせていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

累積的影響の評価について、現在、方法書、準備書など手続が進んでいる事業がある中で、実際に、
影響が出そうな時期について教えてください。

[事務局]

既に運転開始している事業の近隣でのアセス案件が順次工事着工すると実際の影響が出てくると
思われますので、少なくとも2年程度経過後と見込まれます。実際に影響が発現する時までに検討す
る必要があると思います。

[伊藤歩会長]

評価書に進んでいる事業が既にいくつかあるので、事後調査の段階で累積影響の評価がしっかりと
行われるよう検討していただきたいと思います。

[大河原委員]

土地の安定性のところは、イエローゾーンは場合によっては大丈夫とわれてしまうことが気にな
ります。岩手県の特徴として、土石流の危険溪流が東北で一番多くなっていますので、そうした点を
考慮する必要があると思います。レッドゾーンとイエローゾーンの危険度に違いはないと考えますの

で、イエローゾーンにもリスクがあることが分かるような書きぶりが必要と思います。また、岩手県を大きく分けると、北上川の東側は崖崩れ、斜面崩壊が多く、西側は圧倒的に地すべりが多いという特徴があります。このうち地すべりはその形態が残っており、その分布密度は、東北地方は世界一となっています。こうしたリスクも事業者さんに伝わるような書きぶりがないかなと思います。

[事務局]

まずは、イエローゾーンの定義の中で「環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことを前提に」としていますので、その点を強調したいと思います。また、土地の安定性についての評価手法についてもしっかりチェックリストに書き込んで、御指摘の点に対応したいと考えています。

[事務局]

今後の予定ですが、本日の御意見を踏まえ、所要の修正を行い、3月27日に公表する予定です。来年度は運用面で課題が出るとは思いますが、その都度必要な対応をして、円滑に運用されるようにしたいと思います。

それでは、次に進みます。

[事務局]

(資料No.4-2により、第2種事業の判定に係る課題と対応について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。

[齊藤委員]

「周囲」については、例として具体的な数値を記載することは分かりやすいが、書いてしまうとそれが前提になっているので、取扱いが難しいと思いました。

[事務局]

実際の概要書の事例を見ると、事業者さんは、既存のガイドラインを参考にした周囲の概念を使用している例が多い状況ですので、とりあえずは現状使用されている数値を記載することは意味があるかなと思います、記載したものです。

[齊藤委員]

現状で事業者さんにそのような助言をしているのであれば問題ないかなと思います。

[伊藤歩会長]

工業団地の工場などの建築物については、土地造成が終わった所に建築されますが、土地造成による環境影響に対する防止策が建築物の事業者さんに十分に理解されていない印象を受けます。その辺りについて審査会で質問することは、問題はないでしょうか。事業者さんにも造成時の影響についても理解してほしいという趣旨です。

[事務局]

現実には難しいと思います。造成事業者は、開発行為の許可要件の中で、一定の環境配慮が確保されていますので、現実的にはそこでの対応となります。ただし、中には、建築物の建築主が造成時から関わる場合もありますので、そうした事例においては、審査会において造成時の環境配慮の状況についても質問があることをこれまでの相談時にお伝えしてきたところです。注意喚起に留まるかもしれませんが、何らかの形で工夫できないかなと思います。

[大河原委員]

「周囲」について、宅地規制法の関係では、周辺の範囲については、一律に距離で切らずに地形条件等に応じてバッファーを持たせる場合がありますので、参考にさせていただければと思います。

[事務局]

地形状況や周囲の状況によって変わり得ると思いますので、他の事例も参考にさせていただきたいと思います。

[永幡委員]

「弱い地域」について、岩手県に多い畜産系施設を入れなくてよいでしょうか。

[事務局]

対応としては、判定要件の(4)で一定の環境要素に係る環境影響を受けやすい対象と位置付けることができるか、あるいは、今後の科学的知見の充実を踏まえ、要件にしっかり書き込むかという対応が考えられます。当面は、アセス手続を行っている事業の審査を通じて、畜産への影響に関する知見をフォローしていくことが重要と考えます。

[永幡委員]

簡易な予測手法について、予測モデルのバージョンが 2023 年モデルに上がるので修正をしたほうが良いと思います。

[平井委員]

「周囲」について、事業者が設定した考え方を示してもらえれば議論が深まると思います。

[事務局]

事業者が調査範囲を設定した場合の説明は必要になると思います。ただし、手続案件であれば、調査範囲の設定の妥当性を現地調査で判断することが可能ですが、判定では実地調査は行われなため、その辺りのバランスが必要と思います。

[事務局]

ありがとうございました。それでは、頂いた御意見を踏まえたガイドライン案を作成し、改めてフ

ードバックさせていただきます。

次に進みます。

[事務局]

(資料No.4-3により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。その他、この際委員の皆様から何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。長時間ありがとうございました。